



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
生活保護法による介護機関の指定(六一五・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(六一六・福祉政策課)	2
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(六一七・商工業振興課)	3
公共測量実施の通知(六一八・建設管理課)	3
道路の供用開始(六一九・六二〇・道路環境課)	3
道路区域の変更(六二二、六二三・道路環境課)	4
道路の供用開始(六二三、六二四・道路環境課)	5
建築基準法による道路位置の指定(六二五、六二六・鹿角地域振興局建設部)	6
開発行為に関する工事の完了(六二七・平鹿地域振興局建設部)	7

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
有限会社こまちケアセンター	有限会社こまちケアセンター 代表取締役	南秋田郡五城目町館越字館回二三四番地	居宅介護支援事業	平成十四年五月一日
グループホームテレサ	有限会社テレサ 代表取締役	男鹿市脇本字向山百六十六番地十二	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年七月一日

告 示

- 土地改良区の役員の前任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....7
- 県管土地改良事業の換地計画の変更(平鹿地域振興局農林部).....7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....8
- 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....9
- 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一〇三).....9
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一〇四).....9
- 政治団体の設立の届出(一〇五).....10
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一〇六).....11
- 政治団体の解散の届出(一〇七).....13
- 政治団体の収支に関する報告書(一〇八).....14
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(一〇九).....18
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一一〇).....18
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一一一).....19

秋田県告示第六百十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
 の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年八月八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
協和病院	医療法人慧眞会 理事 長	仙北郡協和町上淀川字五百刈田二百七十七番地一	短期入所療養介護	平成十五年四月一日
デイサービスゆうわの里	有限会社山中接骨院 代表取締役	河辺郡雄和町相川字向田表百七十二番地	通所介護	平成十五年七月一日
J Aあきた白神居宅介護支援事業所	あきた白神農業協同組合 代表理事組合長	能代市機織轄の目八十六番地	居宅介護支援事業	平成十五年七月一日
厚生連雄勝訪問看護ステーション	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事会長	湯沢市表町三丁目三番十五号	訪問看護	平成十五年五月一日
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	特定非営利活動法人ひなたぼっこ 理事	南秋田郡若美町野石字宮沢四十四番地	通所介護	平成十五年六月一日
グループホームほほえみの家	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役	仙北郡仙北町戸地合字川前二百九番地二	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年七月一日
町立田沢湖病院	田沢湖町長	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導	平成十五年六月一日
グループホームきらら干畑	有限会社わかば会 代表取締役	仙北郡千畑町本堂城回字新谷尻二百十四番地七	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年六月一日
株式会社コムスン本荘由利ケアセンター	株式会社コムスン 代表取締役	本荘市出戸町字瓦谷地二十八番地一 鶴沼ビル1F	訪問介護	平成十五年三月十五日

秋田県告示第六百十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十五年八月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

町立田沢湖病院	田沢湖町長	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導	平成十五年六月一日
---------	-------	---------------------	---------------------------	-----------

秋田県告示第六百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社秋田ショッピングセンター 代表取締役 井川 束 良

(二) 秋田市中通二丁目八番一号
大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田ショッピングセンター

(三) 秋田市中通二丁目八番一号
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更しようとする事項

株式会社イトーヨーカ堂外三十三者

(1) 変更前 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

(2) 変更後 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

(四) 変更する年月日
平成十五年七月三十日

(五) 変更する理由
消費者の利便のため

二 届出年月日
平成十五年七月二十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

秋田県告示第六百十八号

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十五年八月八日から同年十二月八日まで
四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第六百十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり仙台防衛施設局長から公共測量実施の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 作業の種類

公共測量（国有財産台帳図面作成）
作業を行う地域

二本郡山本町下岩川字赤川地域

三 作業を行う期間
平成十五年七月三日から平成十五年十月十日まで

秋田県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

秋田県告示第六百十九号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
国 道	百八号	由利郡烏海町上川内字生出谷地四六番四から字田代二三五番一まで

- 一 供用開始の期日 平成十五年八月八日
- 二 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- 三 場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十五年八月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百二十号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年八月八日

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
			A	B			
県 道	新	能代二ツ井線	A	B	能代市朴瀬字大川反六三番地先から産物字大曲四一番二まで	六・〇〇〇〃二八・〇〇	一・八七五
			A	B	能代市朴瀬字家後一二二番二地先から字大川反四八番一地先まで	一五・〇〇〃六五・〇〇	一・九六五
県 道	旧	能代二ツ井線	A	B	能代市朴瀬字家後一二二番二地先から字大川反四八番一地先まで	六・〇〇〃二五・〇〇	〇・六八〇
			A	B	能代市朴瀬字大川反六三番地先から産物字大曲四一番二まで	一五・〇〇〃六五・〇〇	一・九六五

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田昭和線	秋田市將軍野青山町一八六番一から飯島字大崩一〇〇番三八まで

- 一 供用開始の期日 平成十五年八月十一日
- 二 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- 三 場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十五年八月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百二十一号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年八月八日

秋田県知事 寺田典城

新	能代二ツ井線	能代市朴瀬字大川反六三番地先から産物字大曲四一番二まで	一五・〇〇〇〇六五・〇〇〇	一・九六五
---	--------	-----------------------------	---------------	-------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年八月八日から同月二十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六百二十二号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	新	旧	B	A		
富根能代線	新	旧	富根能代線	富根能代線	B	A	一八・〇〇〇〇六五・〇〇〇	二・七三〇
					能代市産物字大曲二五番地先から朴瀬字中坪一四三番一地先まで	能代市産物字大曲二五番地先から朴瀬字中坪一四三番一地先まで	一八・〇〇〇〇六五・〇〇〇	二・七三〇
富根能代線	新	旧	富根能代線	富根能代線	B	A	一八・〇〇〇〇六五・〇〇〇	二・七三〇
					能代市産物字大曲二五番地先から朴瀬字中坪一四三番一地先まで	能代市産物字大曲二五番地先から朴瀬字中坪一四三番一地先まで	一八・〇〇〇〇六五・〇〇〇	二・七三〇
富根能代線	新	旧	富根能代線	富根能代線	B	A	一八・〇〇〇〇六五・〇〇〇	二・七三〇
					能代市産物字大曲二五番地先から朴瀬字中坪一四三番一地先まで	能代市産物字大曲二五番地先から朴瀬字中坪一四三番一地先まで	一八・〇〇〇〇六五・〇〇〇	二・七三〇
富根能代線	新	旧	富根能代線	富根能代線	B	A	一八・〇〇〇〇六五・〇〇〇	二・七三〇
					能代市産物字大曲二五番地先から朴瀬字中坪一四三番一地先まで	能代市産物字大曲二五番地先から朴瀬字中坪一四三番一地先まで	一八・〇〇〇〇六五・〇〇〇	二・七三〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年八月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年八月八日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	土淵杉山田線	仙北郡西仙北町木原田字外掘六二番三から 杉山田字杉沢九六番一まで

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 供用開始の期日 平成十五年八月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十五年八月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	日三市角館線	仙北郡角館町中町二〇番一地先から岩瀬町 四〇番地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年八月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十五年八月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第40号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市花輪字小深田二百九十一番地 竹本 一 男	鹿角市花輪字小深田二百九十番の内	九一・二メートル	六・〇〇～六・五メートル	平成十五年八月一日

秋田県告示第六百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市花輪字倉前平七十三番地	鹿角市花輪字福土二百十番、一番五十、			

有限会社たくみ不動産
 代表取締役 服部 誠一
 百十六番一、百十七番三、百十七番四、
 百三十五番二及び百三十三番四
 五四・九五メートル
 六メートル
 平成十五年八月一日

秋田県告示第六百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年十月三十一日付け指令平建 八百十九 三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 平鹿郡増田町増田字土肥館百七十三番地
 - 増田町長 石 山 米 男
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 - 平鹿郡増田町増田字田町百八十一番、百八十二番、百八十三番一、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十六番一、百八十九番、百九十番、百九十一番、百九十二番、百九十三番

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
 - 仙北郡中仙町豊岡字谷地三十一番地
 - 豊川字小滝川北五十七番地
 - 豊川字観音堂四十七番地
 - 豊岡字榑下四十番地
 - 字南又五十六番地
 - 字八丁堀閣下一番地
 - 字街道下北二十四番地

- 仙北郡中仙町豊岡字大堀七十六番地の一
 - 豊川字上八丁堀五十五番地
 - 字久保十五番地
 - 字八卦五十三番地の一
 - 字小滝川北五十七番地
 - 字観音堂四十七番地
 - 豊岡字榑下四十番地
 - 豊川字上八丁堀五十五番地
 - 字八丁堀閣下一番地
 - 豊岡字大堀七十六番地の一
 - 豊川字久保十五番地
 - 豊岡字上谷地二番地の一
 - 豊川字街道ノ上五十三番地
- 二 就任理事の住所及び氏名
 - 仙北郡中仙町豊川字石川原二十番地
 - 字南又五十六番地
 - 字八卦五十三番地の一
 - 字小滝川北五十七番地
 - 字観音堂四十七番地
 - 豊岡字榑下四十番地
 - 豊川字上八丁堀五十五番地
 - 字八丁堀閣下一番地
 - 豊岡字大堀七十六番地の一
 - 豊川字久保十五番地
 - 豊岡字上谷地二番地の一
 - 豊川字街道ノ上五十三番地
- 三 退任監事の住所及び氏名
 - 仙北郡中仙町豊川字葛川七十二番地
 - 豊岡字杉ヶ崎七十五番地
 - 豊川字上水無四十六番地の一
- 四 就任監事の住所及び氏名
 - 仙北郡中仙町豊川字上水無四十六番地の一
 - 豊岡字杉ヶ崎七十五番地
 - 豊川字葛川七十二番地

県営土地改良事業の換地計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第五項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(植田地区第五区ほ場整備事業)変更換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年八月十三日から同年九月九日まで
- 三 縦覧場所 平鹿町役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
MPLSエッジルータ 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年九月二十六日(金)
 - (四) 納入場所
県が指定する場所
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
MPLSエッジルータ 一式 平成十五年九月ころ
 - (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年五月三十日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (三) 当該資格に係る申請
 - (一) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(二)に掲げる場所へ平成十五年八月二十五日(月)までに提出すること。
 - (二) 資格に係る申請
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月八日(金)から同年九月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年九月八日(月)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定することによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : MPLS Edge Router 1 Set

2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 8 September, 2003
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十五年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
M P L S エツジルータ 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十五年七月十四日
- (四) 落札者の名称及び住所
北日本コンピュータサービス株式会社 秋田市南通築地十五 三十二
- (五) 落札金額
三百三十万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年五月三十日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
M P L S エツジルータ 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十五年七月十四日
- (四) 落札者の名称及び住所
沖ウイנטック株式会社秋田営業所 秋田市中通一丁目四 三十二
- (五) 落札金額
六百四十万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続

- (七) 一般競争入札
平成十五年六月十三日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 五十五台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十五年七月二十八日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社渡敬秋田支店 秋田市卸町三丁目五 一
- (五) 落札金額
八百九十九万二千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年六月十三日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)とありである。

平成十五年八月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四一
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八三七

秋選管告示第百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年八月八日

選挙区別

- 秋田市 八四、三五六
- 能代市 一四、七四七
- 横手市 一〇、九二〇
- 大館市 一八、二〇三
- 本荘市 一二、一二五
- 男鹿市 八、四四九
- 湯沢市 九、三八六
- 大曲市 一〇、六七二
- 鹿角市鹿角郡 一二、七〇四

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 北秋田郡 一八、一三六
- 山本郡 一三、四五四
- 南秋田郡 一九、九一五
- 河辺郡 五、二四七
- 由利郡 二〇、九三二
- 仙北郡 三一、八九〇
- 平鹿郡 一八、五七九
- 雄勝郡 一二、六三〇

秋選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十五年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年八月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県能代第一支部	能登祐一	宮腰治	能代市御指南町一番四十五号	平成十五年七月十六日
自由民主党秋田県第三選挙区支部	村岡兼造	山形屋郁三	本荘市出戸町字砂子下百十三番地九	平成十五年七月二十四日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
飯尾明芳後援会	佐藤淳彦	本間綱一	由利郡仁賀保町中三地字野手添四十六番地	平成十五年七月二日
経済調査会	御法川信英	大山利吉	大曲市通町十一番十二号MAビル一階	平成十五年七月二十八日

秋選管告示第百六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十五年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年八月八日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

みのり川信英後援会	大山利吉	岩田秀孝	大曲市通町十一番十二号MAビル一階	平成十五年七月二十八日
小田嶋忠後援会	村岡哲夫	渡部修治	仙北郡角館町河原町二十四番	"
躍志政友会	吉尾直幹	伊藤宏次	本荘市石脇字尾花沢五十四番地六十	平成十五年七月二十九日
100社会	山内達男	鎌田廣伴	秋田市広面字家ノ下二十七番地三	平成十五年七月三十日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党雄物川支部	大橋勝好	後藤立身	平成十五年七月十四日
自由民主党秋田県軍恩総支部	赤坂条治	菅原順一	"
自由民主党21世紀秋田をつくる会	加藤清昇	塩田重雄	平成十五年七月三十一日

小松隆明後援会	小松貞治後援会	秋田県農協政治連盟「Aあきた白神支部」	秋田県ビルメンテナンス政治連盟	鈴木茂雄後援会		土谷勝悦後援会	石塚かしわ後援会	平沢けんじ大住地区後援会	せたがわ栄一連合後援会		日本薬業政治連盟秋田県支部	秋田県農協政治連盟かづの支部	秋田県農協政治連盟あきた北支支部	後藤一志後援会	阿部久夫後援会	
主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	会計責任者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	
一 仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下二百四十六番地	阿部春男	渡部正人	阿部義一	相馬進	畠山鉄男	平鹿郡十文字町睦合字川前百七十番地	榊田進	大曲市佐野町八番二号	佐藤浩	瀬田川政雄	松橋重雄	佐藤讓	山本喜三	岸野福雄	武田金一	柴田与助
仙北郡西仙北町刈和野二百七十八番地	佐藤雄輔	今立裕	千田邦宏	畠山鉄男	堀部哲秀	一 平鹿郡十文字町十文字新田字海道下二十四番地	藤田成範	大曲市泉町八番二十八号	秋山実	石井徳太郎	齊藤弘毅	坂本正明	中西日出男	斉藤登	武田秀雄	菅原巳代次
平成十五年七月二十三日	〃	平成十五年七月十八日	平成十五年七月十七日	平成十五年七月十五日		〃	平成十五年七月十一日	平成十五年七月十日	平成十五年七月十日	平成十五年七月八日	平成十五年七月四日	〃	〃	平成十五年七月三日	平成十五年七月一日	

秋選管告示第百七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十五年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年八月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県第三選挙区支部	解散年月日 平成十五年六月十二日	届出年月日 平成十五年七月十一日
----------------------------	---------------------	---------------------

二 その他の政治団体

政治団体の名称 村岡かねゆき後援会小坂支部	解散年月日 平成十五年六月二十五日	届出年月日 平成十五年七月一日
工藤たたくに後援会	平成十五年六月十日	平成十五年七月三日
小松たみお後援会	平成十五年六月三十日	"

熊谷勲後援会	代表者	高貝満成	全国旅館政治連盟秋田県支部	代表者	手塚 綱
	会計責任者	佐藤幸介		手塚 綱	
秋田広小路トライ政策研究会	代表者	佐藤幸介	田口正信	代表者	山本次夫
	会計責任者	田口正信		山本次夫	
滑川五郎	代表者	田口正信	田口正信	代表者	山本次夫
	会計責任者	田口正信		山本次夫	

高橋たかし後援会	平成十五年六月三十日	平成十五年七月三日
雄物川町柴田康二郎後援会	"	平成十五年七月四日
大空ネットワーク	平成十五年六月二十五日	平成十五年七月八日
土田昭三後援会	平成十五年七月八日	平成十五年七月九日
秋田政経交友会	平成十五年六月三十日	平成十五年七月十一日
経済調査会	"	"
稲川町みのり川英文後援会	"	"
羽後町みのり川英文後援会	"	"
太田町みのり川英文後援会	"	"
大曲市みのり川英文後援会	"	"
大森町みのり川英文後援会	"	"

雄勝町みのり川英文後援会	平成十五年六月三十日	平成十五年七月十一日
雄物川町みのり川英文後援会	"	"
角館町みのり川英文後援会	"	"
神岡町みのり川英文後援会	"	"
協和町みのり川英文後援会	"	"
山内村みのり川英文後援会	"	"
十文字町みのり川英文後援会	"	"
仙南村みのり川英文後援会	"	"
千畑町みのり川英文後援会	"	"
仙北町みのり川英文後援会	"	"
田沢湖町みのり川英文後援会	"	"
中仙町みのり川英文後援会	"	"
南外村みのり川英文後援会	"	"
仁賀保地区みのり川英文後援会	"	"
西木村西明寺地区みのり川英文後援会	"	"
西木村松木内地区みのり川英文後援会	"	"
西仙北町みのり川英文後援会	"	"

平鹿町みのり川英文後援会	平成十五年六月三十日	平成十五年七月十一日
本荘市みのり川英文後援会	"	"
本荘市由利郡みのり川英文後援会	"	"
増田町みのり川英文後援会	"	"
みのり川英文後援会連絡協議会	"	"
湯沢市雄勝郡みのり川英文後援会	"	"
湯沢市みのり川英文後援会	"	"
横手市平鹿郡みのり川英文後援会連絡協議会	"	"
六郷町みのり川英文後援会	"	"
鈴木嘉重後援会	平成十五年七月十四日	平成十五年七月十四日
藤原貫一後援会	平成十五年六月二十七日	平成十五年七月二十二日
あすの角館を創る田口かつじ後援会	平成十五年三月二十九日	平成十五年七月二十四日
松和会	平成十五年七月三十日	平成十五年七月三十日
大雄村柴田康二郎後援会	平成十五年七月二十日	平成十五年七月三十一日

秋選管告示第百八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十五年八月八日

平田町選挙区支部の政治資金規程による報告書

種類 政治資金規程法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体
政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県第三選挙区支部
報告年月日 平成15年7月11日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 9,356,393円

前年繰越額 3,572,601円

本年の収入額 5,783,792円

(イ) 支出総額 9,356,393円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 1,339,200円

寄附 1,412人

1,922,580円

1,922,580円

1,824,580円

120,000円

2,500,000円

2,500,000円

12円

12円

合計 5,783,792円

〔寄附の内訳〕

法人その他の団体からの寄附

大曲土建㈱ 大曲市 480,000円

㈱高喜 田沢湖町 120,000円

㈱西宮組 西木村 120,000円

㈱宮原組 神岡町 160,000円

木村建設㈱ 仙南村 480,000円

熊力建設㈱ 仙北町 80,000円

興栄建設㈱ 大曲市 60,000円

はりま建設㈱ 千畑町 160,000円

その他 164,580円

小計 1,824,580円

政治団体からの寄附 120,000円 大曲市

清栄会 120,000円

小計 120,000円

(イ) 支出の内訳 6,206,393円

経常経費 3,500,000円

人件費 100,854円

光熱水費 506,779円

備品・消耗品 2,098,760円

事務所費 3,150,000円

政治活動費 3,150,000円

寄附交付金 9,356,393円

合計 9,356,393円

政党

政治団体の名称 自由民主党平鹿町支部

報告年月日 平成15年7月24日

ア 収入・支出の総額 3,655円

(ア) 収入総額 3,655円

前年繰越額 3,655円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 3,655円

イ 収入・支出の内訳

支出の内訳 3,655円

政治活動費 3,655円

組織活動費 3,655円

合計 3,655円

その他の政治団体(資金管理団体)

政治団体の名称 工藤たたくに後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 工藤 任 国

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員(候補者となろうとする者)

報告年月日 平成15年7月3日

ア 収入・支出の総額 94,697円

収入総額 94,697円

前年繰越額 94,697円

本年の収入額	0円	本年の収入額	60,000円
支出総額	94,697円	(イ) 支出総額	70,337円
イ 収入・支出の内訳		イ 収入・支出の内訳	
政治活動費	94,697円	寄附	60,000円
組織活動費	48,000円	寄附	60,000円
その他の経費	46,697円	個人からの寄付	60,000円
合計	94,697円	合計	60,000円
その他の政治団体		【寄附の内訳】	
政治団体の名称 村岡かねゆき後援会小坂支部		個人からの寄附	60,000円
報告年月日 平成15年7月1日		長岐 侃	大曲市
イ 収入・支出の総額		小計	60,000円
(ア) 収入総額	43円	(イ) 支出の内訳	
前年繰越額	43円	経常経費	70,337円
本年の収入額	0円	人件費	50,000円
(イ) 支出総額	0円	備品・消耗品	5,886円
その他の政治団体		事務所費	14,471円
政治団体の名称 雄物川町柴田康二郎後援会		合計	70,337円
報告年月日 平成15年7月4日		その他の政治団体	
イ 収入・支出の総額		政治団体の名称 経済調査会	
(ア) 収入総額	52,659円	報告年月日 平成15年7月11日	
前年繰越額	52,659円	イ 収入・支出の総額	
本年の収入額	0円	(ア) 収入総額	9,296,767円
(イ) 支出総額	52,659円	前年繰越額	3,839,767円
イ 収入・支出の内訳		本年の収入額	5,457,000円
支出の内訳		(イ) 支出総額	9,296,767円
政治活動費	52,659円	イ 収入・支出の内訳	
組織活動費	52,659円	(ア) 収入の内訳	
合計	52,659円	個人の負担する党費又は会費	4,808,000円
その他の政治団体		寄附	1,202人
政治団体の名称 秋田政経交友会		寄附	649,000円
報告年月日 平成15年7月11日		個人からの寄付	649,000円
ア 収入・支出の総額		合計	5,457,000円
(ア) 収入総額	70,337円	【寄附の内訳】	
前年繰越額	10,337円		

法人その他の団体からの寄附

その他 649,000円
小計 649,000円

(イ) 支出の内訳
 経常経費 3,069,874円
 人件費 600,000円
 光熱水費 19,425円
 備品・消耗品 627,328円
 事務所費 1,823,121円
 政治活動費 6,226,893円
 組織活動費 6,226,893円
 合計 9,296,767円

その他の政治団体

政治団体の名称 大雄村柴田康二郎後援会

報告年月日 平成15年7月31日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 5,028円
 前年繰越額 5,028円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 5,028円
 イ 収入・支出の内訳

支出の内訳
 経常経費 5,028円
 人件費 5,028円
 合計 5,028円

2 収入及び支出のない団体
 その他の政治団体

小松たみお後援会	平成15年7月3日
高橋たかし後援会	"
大空ネットワーク	平成15年7月8日
土田昭三後援会	平成15年7月9日

稲川町みのり川英文後援会	平成15年7月11日
羽後町みのり川英文後援会	"
太田町みのり川英文後援会	"
大曲町みのり川英文後援会	"
大森町みのり川英文後援会	"
雄勝町みのり川英文後援会	"
雄物川町みのり川英文後援会	"
角館町みのり川英文後援会	"
神岡町みのり川英文後援会	"
協和町みのり川英文後援会	"
山内町みのり川英文後援会	"
十文字町みのり川英文後援会	"
仙南町みのり川英文後援会	"
千畑町みのり川英文後援会	"
仙北町みのり川英文後援会	"
田沢湖町みのり川英文後援会	"
中仙町みのり川英文後援会	"

南外村みのり川英文後援会	平成15年7月11日
仁賀保地区みのり川英文後援会	"
西木村西明寺地区みのり川英文後援会	"
西木村松木内地区みのり川英文後援会	"
西仙北町のり川英文後援会	"
平鹿町のり川英文後援会	"
本荘市のり川英文後援会	"
本荘市田利郡みのり川英文後援会連絡協議会	"
増田町のり川英文後援会	"
みのり川英文後援会連絡協議会	"
湯沢市雄勝郡みのり川英文後援会連絡協議会	"

湯沢市のり川英文後援会	平成15年7月11日
横手市平鹿郡みのり川英文後援会連絡協議会	"
六郷町のり川英文後援会	"
鈴木嘉重後援会	平成15年7月14日
藤原貴一後援会	平成15年7月22日
あすの角館を創る田口かつじ後援会	平成15年7月24日
松和会	平成15年7月30日

秋選管告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年八月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		届出年月日	
		名	主たる事務所の所在地		
御法川 信 英	衆議院議員（候補者とならうとする者）	経済調査会	大曲市通町十一番十二号MABビル一階	御法川 信 英	平成十五年七月二十八日

秋選管告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄